

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

埼玉県立精神保健福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、同センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするための改正

二 内容

(一) 指定管理者制度の導入

指定管理者に精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の管理の業務を行わせることができることとするため、指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定する。

(二) 利用料金制度の導入

精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするため、利用料金の額の上限等を規定する。

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)のうち、指定管理者の指定の手續に係る規定は公布の日